

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度

# 7月中旬に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します

国民健康保険および後期高齢者医療制度の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」が、7月31日で有効期限切れとなるため、8月1日から使える新しい資格確認書を送付します。8月1日以降に医療機関にかかる際は、マイナ保険証（健康保険証として利用登録しているマイナンバーカード）または新しい「資格確認書」を提示してください。

### 窓口（国保年金課）での交付

希望する方は、6月25日①までにご連絡ください。7月3日②から交付します。

#### ①本人が受け取る場合

公的機関が発行する顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。

#### ②代理人が受け取る場合

世帯主または世帯員からの委任状、公的機関が発行する代理人の顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参してください。



### マイナ保険証の利用等について

マイナ保険証の利用登録解除を希望する方や、マイナ保険証の利用登録をしても「資格確認書」の交付を希望する方は、窓口での手続きが必要です。

### ◆国民健康保険

マイナ保険証を保有していない方への「資格確認書」の交付

簡易書留にて、郵便配達員より直接手渡されます。不在の場合は、受け取り方などを「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

マイナ保険証を保有している方への「資格情報のお知らせ」の交付

特定記録にて、郵便ポストに投函されます。様式が変更されたため、現在「資格情報のお知らせ」をお持ちの方全員に送付します。

### ◆後期高齢者医療制度

85歳以上の方および84歳以下の方でマイナ保険証を普段から利用していない方への「資格確認書」の交付

簡易書留にて、郵便配達員より直接手渡されます。不在の場合は、受け取り方などを「不在連絡票」で確認し、忘れずに受け取ってください。

84歳以下の方でマイナ保険証を普段から利用している方への「資格情報のお知らせ」の交付

特定記録にて、郵便ポストに投函されます。病院にはマイナ保険証での受診をお願いします。

※「マイナ保険証を普段から利用している方」とは、次の条件を全て満たしている方です。

- ・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している。
- ・おおむね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用している。

問合せ  
国保年金課（2階）  
☎(20)1503 FAX(20)1600

### 7月1日からパスポートの手数料が変わります！

7月1日①から旅券（パスポート）の手数料が変更になります。申請の増加により、7月以降の申請は、交付まで約1カ月かかる見込みです。で、海外旅行を予定している方は、時間に余裕を持って申請ください。

〈7月以降の手数料〉

	オンライン申請	窓口申請
10年旅券 (18歳以上)	8,900円	9,300円
5年旅券 (18歳未満)	4,400円	4,800円

※18歳以上の5年旅券は廃止



▲オンライン申請



▲窓口申請

詳しくは、ウェブページをご覧ください。

問合せ  
市民課（2階）  
☎(20)1502 FAX(20)1600